

○議長（谷重幸君） おはようございます。

開会に先立ちまして、4月1日付で人事異動がありましたので、自己紹介をお願いします。

（自己紹介順序）

会計管理者 太田康之

防災まちづくりみらい課長 北村卓也

○議長（谷重幸君） 次に、5月1日から10月末までの間、クールビズ対応としますので、ご理解、ご協力お願いいたします。

午前九時三〇分開会

午前九時三〇分開議

○議長（谷重幸君） ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、令和5年美浜町議会第2回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、7番 繁田議員、8番 龍神議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本臨時会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（野田佳秀君） 報告します。

報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）について

報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について

報告第3号 専決処分事項の報告（令和4年度美浜町一般会計補正予算（第9号））について

報告第4号 専決処分事項の報告（令和5年度美浜町一般会計補正予算（第1号））について

報告第5号 専決処分事項の報告（令和5年度美浜町一般会計補正予算（第2号））について

議案第1号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第3号）について

議案第2号 和田財産区管理委員の選任について

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は以上です。

次に、地方自治法第121条の規定によって、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

令和5年美浜町議会第2回臨時会に提出いたしました報告5件、議案2件について提案理由を申し上げます。

報告第1号は、専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

本専決処分事項については、令和5年度税制改正において改正されました個人住民税の森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備、扶養親族等申告書の記載事項の簡素化、軽自動車税の環境性能割の税率変更区分の見直し及び種別割に係るグリーン化特例の見直し等が主なものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、原則として令和5年4月1日から施行されることとなりましたので、当町で税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

報告第2号は、専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

本専決処分事項については、法改正により国民健康保険税に係る賦課限度額の引上げ及び軽減判定所得の見直しを行うものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、4月1日から施行されることとなりましたので、当町国民健康保険税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

報告第3号は、専決処分事項の報告（令和4年度美浜町一般会計補正予算（第9号））についてでございます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ21,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を53億78,141千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、地方交付税、普通交付税の追加は財源調整でございます。

寄附金、一般寄附金、ふるさと納税寄附金については、9億円の歳入を見込み予算計上をしていましたが、実績の見通しがつきましたのでさらに19,000千円を追加し、9億19,000千円とするものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、企画費、役務費の減額は、ふるさと納税返礼及び事務手数料の実績見込みでございます。

財政調整基金費、積立金の追加は、ふるさと納税寄附金の追加分と、ふるさと納税返礼及び事務手数料の実績見込みによる不用額に財源調整を行い、その全額を財政調整基金へ積立てするものでございます。

今回の補正は、令和5年3月31日付でやむなく専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

報告第4号は、専決処分事項の報告（令和5年度美浜町一般会計補正予算（第1号））についてでございます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ310千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を35億38,520千円とするものでございます。

本年3月に政府から電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金の増額が発表されたことを受け、給食費の時限的な無償化について、昨年度と同様、この交付金をもって本年4月から6月までの3か月間実施し、切れ目なく引き続き、物価高騰の影響を受けている保護者の皆様の経済的負担軽減を図るものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページの地方交付税、普通交付税の減額は財源調整によるもの、分担金及び負担金、負担金、教育費負担金、こども園費負担金の減額と学校給食費負担金の減額は、それぞれ給食費3か月分でございます。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策費補助金の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページの総務費、総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策費、需用費の追加ですが、このたびの給食費の無償化は国の交付金を活用して行いますので、それぞれの賄い材料費の一部をこの目に移し替えるものでございます。

負担金補助及び交付金の追加は、子育て世帯物価高騰対策支援金の保育所等給食費分と学校給食費分で、認可保育所等のほか、町外の小中学校における3か月分の給食費相当額などを支援金として支給するものでございます。

教育費、小学校費、教育振興費、扶助費の減額と中学校費、教育振興費、扶助費の減額は、今回の学校給食費の無償化に伴い、本年4月から6月においては、学校給食費に係る就学援助が不要となることによるものでございます。

こども園費、ひまわりこども園費、需用費の減額と保健体育費、学校給食施設費、需用費の減額は、ともに賄い材料費であり、総務費へ移し替えるものでございます。

今回の補正は、令和5年4月10日付でやむなく専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでござ

います。

報告第5号は、専決処分事項の報告（令和5年度美浜町一般会計補正予算（第2号））についてでございます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,923千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を35億43,443千円とするものでございます。

国の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として、食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、住民税均等割が非課税の方や、家計急変により非課税と同様の事情にあると認められる方に、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金として児童1人当たり50千円を支給する補正でございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金の追加は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業費と事務費の補助金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、民生費、児童福祉費、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金費の追加は、事務費と対象世帯の児童1人につき50千円を支給する事業費でございます。

今回の補正は、4月10日付子ども家庭庁支援局長より、可能な限り5月末までに支給するようにと通達がございましたので、早急に対応する必要があることから、令和5年4月24日付でやむなく専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案第1号は、令和5年度美浜町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,605千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を35億46,048千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金の追加は、松くい虫防除事業損失補償金で、補助金の追加でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページ、農林水産業費、林業費、林業総務費の追加は、森林病虫害等防除事業に係るもので、物価高騰の影響を受け、病虫害防除薬剤の価格や人件費の値上げなどにより設計単価が増加したことによるものでございます。

議案第2号は、和田財産区管理委員の選任についてでございます。

現在の和田財産区管理委員の任期が令和9年4月4日でございますが、管理委員の安東八重子氏がお亡くなりになられ、欠員が生じたため、後任に、本の脇地区から推薦をいただき、美浜町大字和田1895番地の1、竿本和也氏を選任いたしたく、和田財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、本臨時会に提案いたしました報告5件、議案2件について提案理由を申し上げます。

した。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。お聞き苦しくて申し訳ございませんでした。

○議長（谷重幸君） 日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） おはようございます。

報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、令和5年度税制改正において改正されました個人住民税の森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備、扶養親族等申告書の記載事項の簡素化、軽自動車税の環境性能割の税率変更区分の見直し及び種別割に係るグリーン化特例の見直し等が主な内容でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、原則として令和5年4月1日から施行されることになりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

なお、詳細はお手元の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。と存じます。

以下、美浜町税条例の一部を改正する条例について要約してご説明申し上げます。

まず、個人住民税の改正として、森林環境税導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加し、個人の町民税及び県民税に併せて、国税である森林環境税を賦課徴収することとする改正です。具体的には、令和6年度から個人の町県民税均等割の枠組みを用いて、国税として年額1千円を町が賦課徴収し、その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県や市町村へ譲与されることとなります。

次に、個人住民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について、記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨の記載によることができるとする改正です。

次に、軽自動車税の改正として、軽自動車税の環境性能割の現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置き、その後は、電動車の一層の普及促進を図る観点等から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる改正です。

あわせて、軽自動車種別割に係るグリーン化特例について、より環境性能の良い車両の普及を後押ししていく観点から、新車に係る翌年度の軽自動車税種別割の税率を燃費性能に応じて軽減する適用期限を3年延長、おおむね25%軽減の営業乗用車にあつては2年延長する改正です。

また、燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発防止策の強化として、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足分を徴収する際に加算する割合、現行10%を35%に引き上げる改正です。

その他、関係法令の改正に伴う項ずれ、号ずれ等の規定の整備、語句の訂正等を改正し

ております。

以上が改正の主な概要でございます。

やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 先日、議会の勉強会というか、あれで法令例規のということをしたので、この新旧対照表を見ると少し気になったので、説明をしていただきたいと思っております。

「よって」、「によって」というのが「により」になったり、「こととする」という、そういう単純な字句の訂正が、単純なのかどうか分かりませんが、私が見るに単純な、これは、これによって規定の趣旨が変わるのかとか、現実変わるのかとか、住民にどのような負担があるのかないのかとか、なぜこんなふうな字句の訂正になるのかということ、少しご説明をお願いします。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 谷議員にお答えします。

こちらの語句の訂正につきましては、国からの準則によって訂正がありましたものでございまして、特に、「方法により」、「方法によって」とかという形の文言の訂正になりますので、住民の方に大きな影響というのにはございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第6 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、法改正により国民健康保険税に係る賦課限度額の引上げ及び低所得者の軽減判定所得の見直しを行うものでございます。

地方自治法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、4月1日から施行されることになりましたので、当町国民健康保険税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げることにより保険税負担の公平性の確保及び中間所得層の保険税負担の軽減を図り、また、低所得者に対する軽減対象範囲を拡充するものでございます。

なお、お手元の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

以下、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、条文に沿ってご説明申し上げます。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の200千円から220千円に増額するものでございます。

第23条第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行の285千円から290千円に改正し、第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行の520千円から535千円に改正し、低所得者の軽減対象範囲を拡充するものでございます。

その他、関係法令の改正に伴う規定の整備を行っております。

最後に、附則でございますが、第1項の施行期日につきましては令和5年4月1日から施行するものでございます。第2項では、改正後の条例の規定は、令和5年以後の年度分の国民健康保険税について適用することと規定しています。

以上が改正の主な概要でございます。

やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第7 報告第3号 専決処分事項の報告（令和4年度美浜町一般会計補正予算（第

9号) ) についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 報告第3号 専決処分事項の報告（令和4年度美浜町一般会計補正予算（第9号））について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ21,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を53億78,141千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、地方交付税、普通交付税2,000千円の追加は財源調整でございます。

寄附金、一般寄附金、ふるさと納税寄附金については、9億円の歳入を見込み予算計上をしていましたが、実績の見通しがつきましたので、さらに19,000千円を追加し、補正後の総額を9億19,000千円とするものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、企画費、役務費1億19,000千円の減額は、ふるさと納税返礼及び事務手数料の実績によるものでございます。

財政調整基金費、積立金1億40,000千円の追加は、ふるさと納税寄附金の追加分と、ふるさと納税返礼及び事務手数料の実績見込みによる不用額に財源調整を行い、その全額を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

今回の補正については、令和5年3月31日付でやむなく専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番、谷です。

9ページの歳出で、企画費の役務費のところですが、1億19,000千、総収入からしても十数%、減額だからいいというものではありませんし、これだけ大きな数字、大きな数字と言ったら主観が入りますのですが、どう考えても大きな数字だと誰も取りますが、こんなにも補正しなければならなくなったというのは何か要因があるんですか。それと、なぜここまでなったのか、事務手数料が減ったのか、返礼品の額が減ったのか、それぞれご説明を願いたい。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、当初予算で3億円歳入を見込み、歳出につきましては、実質収入が4割になりますので6割分の歳出を組ませていただいております。それから、令和4年12月28日付の専決によりまして、歳入で約6億円追加をさせていただいております。そのときに、歳出で当初は6割を予算計上していたわけなんですけれども、専



決のときに、もし歳出が足りない可能性、どれだけ入ってくるか分からない、見えない部分がございます、7割で歳出を組ませていただきました。以前からもそういう形で取らせていただいております。歳出が足りない可能性が出てくる可能性がありますので。

そういう形によりまして、どれだけ入ってくるか分からない歳入があるんですけども、歳出もどれだけ支払い部分があるか、その分も分からない部分がありまして、そういう形で計上させていただいて支出をしているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。現状というか、その状況は分かりました。

最終的には、結局、何割になったのか。9億19,000千ですか。その何割、返礼品及び事務手数料が何割になったのか。7割、そうかそれは。昨今、新聞紙上に何か結果オーバーしていたとか、送料を入れるところだったとかああだったとかいろんな話が、うちとはこれ真逆の話なのであれですけども、そういう懸念も考えると、7割の計上が妥当だったのか、12月か何かの専決のときです。そのあたりももうちょっと説明を願えたらと。

それと、再度申しますが、結局何%になったのか。

やはり返りがこれだけというのは、総計予算の原則というか、予算計上のそういうところからすると、議員としては問題あると言わざるを得ませんので、そのあたりをもう一度ご説明願いたい。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

令和4年度の最終決算見込みにつきましては、合計で9億19,000千円のふるさと納税の実績の見込みでございます。それで、返礼及び事務手数料の必要額につきましては5億17,000千円の予定になりまして、約60%弱になるかというふうに想定してございます。

それから、予算取りの部分で、当初実質収入が4割でございまして、支払いの部分があると6割残るんですけども、それを6割にした場合、予算が足りない可能性が、いろんなポータルサイトとか返礼品とか、そういう部分について費用がかさんできますので、なかなか6割の予算計上では難しい面があるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） まあ、大体は分かったような。結局、最終トータルは、でも6割弱になったわけでしょう。なのに、何かちょっと前回の補正のときに7割相当で計上したというのと、国はずっと6割までというか、そういう話になっているのに、まあまあ、それはまた別の機会に聞こうか。

内容的に大きな指摘をするわけでもないのだけれども、何かちょっと釈然とせんな。中途半端になるんやったらすみません、結構です、もう、はい。

○議長（谷重幸君） いいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第3号 専決処分事項の報告（令和4年度美浜町一般会計補正予算（第9号））については、承認することに決定しました。

日程第8 報告第4号 専決処分事項の報告（令和5年度美浜町一般会計補正予算（第1号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 報告第4号 専決処分事項の報告（令和5年度美浜町一般会計補正予算（第1号））について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ310千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を35億38,520千円とするものでございます。

令和5年3月22日、政府の物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額が発表されました。このことを受け、令和4年10月から令和5年3月までの間、同交付金を活用し、子育て世帯への物価高騰支援策として展開してまいりました給食費の時限的な無償化について、昨年度と同様、この交付金をもって本年4月から6月までの3か月間実施し、切れ目なく引き続き、物価高騰の影響を受けている保護者の皆様の経済的負担軽減を図るものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページの地方交付税、普通交付税784千円の減額は、財源調整によるもの、分担金及び負担金、負担金、教育費負担金、こども園費負担金642千円の減額と学校給食費負担金6,848千円の減額は、ひまわりこども園及び町立小中学校における給食費3か月分でございます。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策費補助金8,584千円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、今般増額されました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページの総務費、総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策費、需用費7,490千円の追加ですが、このたびの給食費3か月分の無償化は国の交付金を活用して行います

ので、ひまわりこども園費、学校給食施設費、それぞれの予算科目で計上している賄い材料費について、それぞれの給食費負担金を減じた額と同額をこの目に移し替えるものでございます。

負担金補助及び交付金1,094千円の追加は、子育て世帯物価高騰対策支援金の保育所等給食費分として386千円、同じく、学校給食費分として708千円で、認可保育所や幼稚園等のほか、町外の小中学校に在所、在園、在学しているお子様がいる世帯などを対象とする物価高騰支援策であり、令和5年4月以降、3か月間におけるそれぞれの給食費相当額を支援金として支給するものでございます。

教育費、小学校費、教育振興費、扶助費396千円の減額と、中学校費、教育振興費、扶助費388千円の減額は、今回の学校給食費の無償化に伴い、本年4月から6月においては、経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者への学校給食費に係る就学援助費の支出が不要となることによるものでございます。

こども園費、ひまわりこども園費、需用費642千円の減額と、保健体育費、学校給食施設費、需用費6,848千円の減額は、ともに賄い材料費であり、総務費へ移し替えるものでございます。

今回の補正は、令和5年4月10日付でやむなく専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

補足といたしまして、本専決処分事項に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第4号 専決処分事項の報告（令和5年度美浜町一般会計補正予算（第1号））については、承認することに決定しました。

日程第9 報告第5号 専決処分事項の報告（令和5年度美浜町一般会計補正予算（第2号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 報告第5号 専決処分事項の報告（令和5年度美浜町一般会

計補正予算（第2号））について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,923千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を35億43,443千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、国の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として、食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、令和4年度に同様の給付金を受給された住民税均等割が非課税の方や、家計急変により非課税と同様の事情にあると認められる方に、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金として、昨年度に支給対象であった児童や、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童、障害児につきましては二十歳未満の児童を対象としまして、1人当たり50千円を支給する補正でございます。

なお、全額補助事業でございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金費補助金4,923千円の追加は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業費と事務費の補助金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、民生費、児童福祉費、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金費4,923千円の追加は、需用費10千円は消耗品費、役務費13千円は郵便料や口座振替手数料、委託料1,650千円は電算処理委託料でございます。負担金補助及び交付金3,250千円は、対象となる低所得の子育て世帯の児童1人につき50千円を支給する費用でございます。

支給に関するご案内は、5月16日付で対象者に発送してございまして、5月23日まで受給拒否の届出を受け付け、初回は5月31日に支給する予定でございます。以降は、申請に基づき毎月10日もしくは25日に支給いたします。

今回の補正につきましては、4月10日付こども家庭庁支援局長より、令和4年度に同様の給付金を受給された方には可能な限り5月末までに支給するようにと通達がございましたので、早急に対応する必要があることから、令和5年4月24日付でやむなく専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

補足といたしまして、本専決処分事項に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。いつもこの専決の件でお聞きよくするんですけども、開会前の議運の中でも議長からのお話もありましたし、単純に思うのが、4月24日専決で5月31日という、1か月以上もかかるんですか。これが速やかに対応ということなのか。

そういうスピードの問題と、それと、今日は19日ですか。それで31日に間に合わないのか。また、臨時議会をもうあと1週間、もし早く開会することができたのであれば、専決せずというようなところもつらつら考えるんですが、要は、その1の方、つまり、令和4年度に頂いた方はもうプッシュで、申請なしで払うというわけですから、そのあたりは全て役所、またあのスピードで行くのが一般的と考えますが、このあたりいかがですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

4月24日に専決処分させていただいたんですけれども、この低所得の子育て世帯、町で払うのは2人親、ひとり親以外の分は支払うんですけれども、県のほうでひとり親の分を支給されます。その県のほうのデータが美浜町に届かないと進められないところもありまして、やはり1か月ぐらいの日付がやっぱり要ってくるということで、今回、専決処分させていただいたところがございます。そこらはちょっとご理解いただきたいと思います。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

特別に、3番、古山議員。

○3番（古山経生君） すみません。質問なんですけれども、低所得者という線引きは、どこから低所得者になって、どこからがあれになるんですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 細部説明でも説明しましたとおり、基準の一つが住民税均等割が非課税という方です。それが一つの基準でございます。その住民税均等割の非課税のラインにつきましても、お子さんの数とか、片親とか2人親とかいう形によって金額が違ってきますので、具体的に金額を言ったらかなり細かくなりますので、ちょっと金額はあれですけれども、一つ基準としましては、住民税均等割が非課税の方をラインとしております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第5号 専決処分事項の報告（令和5年度美浜町一般会計補正予算（第2号））については、承認することに決定しました。

日程第10 議案第1号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 議案第1号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,605千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を35億46,048千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページの県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金、松くい虫防除事業損失補償金2,605千円の追加は、薬剤の値上げや人件費の高騰による補助金の追加でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページの農林水産業費、林業費、林業総務費、委託料2,605千円の追加は、森林病虫害等防除事業、第2回目、3回目の松林薬剤地上散布に係るものでございまして、物価高騰の影響を受け、病虫害防除薬剤の価格や人件費の値上げなどにより設計単価が増加し、補正予算をお願いするものでございます。

補足といたしまして、施工単価、労務単価、薬剤単価変遷に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 何点か。まず、その1回目の契約額と2、3回目以降、この補正資料ですか、これからすると23千円の差額だと思いますが、1回目は、もうこの薬価なり労務単価なり上がった状況で計算されていたのかということと、それとこの表、細かいこと言いますが、単位は円ですよ。上の表であるとか下段のほうのところとか。では、その中で全体設計単価、R5年の111千円、これの計算式だけ教えてもらえますか。今後のために聞きたいだけで、1ha当たり労務の工数というか、それがどれだけかとか、薬剤が何ℓ要るのかというのが今後知りたいので、その説明をお願いしたい。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） まず、1回目についてですけれども、1回目の契約額が8,635千円ございまして、これは、入札価格、率にして約99%でございます。ですので、その差額分が今回の設計との差になっているというようなところでございます。

それと、申し訳ございません。資料の単位ですけれども、これは円ということでございます。申し訳ございませんでした。

最後に、標準施工単価の内訳でございます。

1ha当たりになりますけれども、乳剤、薬剤ですね。薬剤1ha当たり、180倍に薄めますので、6.667ℓ。それと、薬剤の運搬については、全て出来上がりの薬剤になりますので1,200ℓ。あと、調合費、散布作業費、機械器具費、記録用写真制作費、現場監督費、保険料などを含みまして、1ha当たりの単価をはじいております。今回、111千円、ha当たりの単価になっておりますけれども、掛ける78haで、この2回目、3回目

の設計額が17,316千円になるということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） この予想以上の薬剤の高騰とか人件費、ここ理解できるところでございます。こういったケースでも、県は、例えばスピード感を持ってある程度でぱっと対応してくれるのかと。そしてまた、これも当たり前ですが、もうちゃんときっちり頂けるのかというのを教えてください。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

我々もそのあたりちょっと心配したところでございまして、今回、実際のこの高騰については、県の標準単価というのをを用いて設計組むんですけれども、実際、県のほうもなかなか予想しづかったというような値上がりでございます。

財源についてですけれども、今回の事業については、県の補助金が10分の10ということで、2,605千円を補正させていただくんですけれども、その分についても満額頂けるといふふうに打合せ済みでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） この薬剤ですけれども、以前からずっと前にも質問したことあるんですが、この薬剤については、180倍に薄めるということですが、どういう薬剤を使っていますか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

以前から薬剤については変わりなく、スミパイン乳剤という薬剤でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） スミパイン乳剤、これを180倍でやっているんですね。これ、今いろんな薬剤が出ていると思うんですが、スミチオン系の薬剤やと思うんですが、もうちょっと安うて効果の出るような薬剤というのは見当たらないですか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

スミパイン乳剤、材料というのが、成分がMEPという成分でございまして、今、繁田さんおっしゃられるように、スミチオンというのもメーカーの違いの名前でございます。

それと、この乳剤についてですけれども、我々も過去から、やはり和歌山県、林務課等々、いろいろと協議もさせていただきながら、この薬剤を使用しているというようなところでございまして、標準的に県からの指導もこういうふうな薬剤を使用することというふうなことでございますので、それに従って地上散布をしているというようなことでございます。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第2号 和田財産区管理委員の選任についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 和田財産区管理委員の選任については、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年美浜町議会第2回臨時会を閉会します。

午前十時二十九分閉会

お疲れさまでした。